

ワッセ森のひろば保育園 重要事項説明書

1 事業所の名称等

(1) 施設の概要

施設の種類	認可保育園	
名 称	ワッセ森のひろば保育園	
所 在 地	仙台市青葉区北根黒松2-8	
定 員	90名	
施 設 長	相澤 芳詠	
建物の構造	木造一部2階建大断面構造	
敷地の面積	2,300.06 m ²	
園 庭	968.00 m ²	
延べ床面積	830.00 m ²	
保育室等	乳児室	66.12 m ²
	ほふく室	60.00 m ²
	沐浴室	12.80 m ²
	調乳室	2.70 m ²
	2歳児保育室	45.60 m ²
	3歳児保育室	46.70 m ²
	4歳児保育室	46.70 m ²
	5歳児保育室	46.80 m ²
	子育て支援センター（一時保育室）	99.00 m ²
遊戯室（ホール）		51.55 m ²

(2) 設置者

設 置 者	社会福祉法人 信 和 会
理 事 長	細越 善次郎
住 所	東京都中央区日本橋浜町2丁目44番4号
電話番号	03-6661-2825

2 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人信和会が設置するワッセ森のひろば保育園（以下「当園」という）は、保育の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳児及び幼児に対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

イ 当園は、保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という）の育ちのなかで、一人ひとりの人権や主体性を最大限に尊重していくとともに、利用乳幼児の心身の成長を図っていくために、保護者や地域の方々と協力・連携を図りながら、数多くの体験と経験を積んでいく中に、利用乳幼児の最善の発達を目指していくものとする。

ロ 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

ハ 当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を計りながら、利用乳幼

児の保護者に対する支援と、地域における子育て支援の核として、地域や家庭で子どもを育てていくための支援等を行っていくものとする。

3 提供する保育の内容

(1) 通常保育

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年3月28日厚労告117）に基づき、本園が定める全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

(2) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に応じ、就労と育児の両立支援を総合的に推進する為、保育時間を延長して行う保育事業（以下「延長保育」という）を行う。実施要綱については別紙「延長保育事業実施要綱」のとおりである。

(3) 一時預かり保育事業

断続的な保護者の就労や職業訓練等により、家庭での保育が困難となる乳幼児、又は保護者の病気や看護等により、緊急一時的に家庭保育が困難となる乳幼児を当園で一時的に保育（以下「一時預かり保育事業」という）を行う。実施要綱については別紙「一時預かり保育事業実施要綱」のとおりである。

(4) 地域子育て支援事業

地域に開かれた保育園として、保育園に入園していない地域の子どもや保護者を対象に、育児相談その他の事業を企画実施して、地域住民の子育てを支援していきます。

4 職員の配置状況

(1) 園長	1名	(常勤・専従)
(2) 副園長・主任保育士	1名	(常勤・専従)
(3) 保育士	27名	(常勤・非常勤・専従)
(4) 栄養士	2名	(常勤・専従)
(5) 調理員	4名	(常勤・非常勤・専従)
(6) 看護師	1名	(常勤・専従)
(7) 事務員	2名	(常勤・非常勤・専従)

5 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

6 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係わる保育時間

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間
午前7時から午後6時まで

ただし、やむを得ない事情により当園が定める上記保育時間（11時間）以外に保育が必要な場合は、当園が定める開園時間（第3項）内において、0歳児クラス以外の児童の延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係わる保育時間

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間
午前8時から16時まで

ただし、やむを得ない事情により当園が定める上記保育時間（8時間）以外に保育が必要な場合は、当園が定める下記開園時間内において、0歳児クラス以外の児童の延長保育を提供する。

(3) 開園時間

月～金 午前7時から午後8時

土 午前7時から午後6時

7 利用料金

(1) 保育料

支給認定証の発行を行った仙台市が定める利用者負担額（月額）を、仙台市に対し支払って頂きます。

(2) 延長保育料等

イ、保育標準時間利用時間帯を超える利用

A・B階層 無料

C1～ 以下の料金

1時間延長 第1子 3,000円/月 第二子以降 1,500円/月

2時間延長 第1子 5,000円/月 第二子以降 2,500円/月

ロ、保育短時間利用時間帯を超える利用（1日11時間以内の場合）

A～C5階層 無料

C6階層～ 以下の料金

1時間延長 第1子 400円/月 第二子以降 200円/月

2時間延長 第1子 1,000円/月 第二子以降 500円/月

※11時間を超える場合、『保育標準時間利用時間帯を超える利用』に記載の料金になります。

(3) 保育の提供に係わる以外の経費

日本スポーツ振興センター共済掛金 けが等の共済給付を受けるため 年間 210円

食材料費（3歳以上児） 月額 5,200円

布団リース代（希望者） 午睡用布団リースに係わる費用 月額 1,000円

紙おむつ処分代（希望者） 紙おむつ処分に係る費用 月額 300円

親子遠足の付き添い者のバス代

8 利用にあたっての留意事項

(1) 告知・報告

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、乳幼児の成育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めます。

(2) 保育不可日

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わないことがあります。

ア 保護者の乳幼児が、伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染する恐れがあるとき。

イ 保護者の乳幼児が、病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、又は発生の恐れがあり、危険が想定されるとき。

(3) 不正行為への対応

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって、施設型給付費の支給を受け、又は受けようとした時には、遅滞なく、意見を付して、仙台市に通知いたします。

9 利用の終了に関する事項

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の規定に該当せず、仙台市が利用を取り消したとき。
- (2) 保護者から保育園利用の取消の申し出があったとき。
- (3) 仙台市が保育園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

10 囑託疾

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

- | | | |
|----------|---------|------------------|
| (1) 小児科医 | 奥村秀定先生 | 虹の丘小児科内科クリニック |
| | 住 所 | 仙台市泉区虹の丘一丁目11-16 |
| | 電話番号 | 022-373-9088 |
| (2) 歯科医 | 佐藤義太郎先生 | 泉ステーション歯科 |
| | 住 所 | 仙台市泉区泉中央一丁目7-1 |
| | 電話番号 | 022-342-1152 |

11 健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

12 児童に関して契約している保険の種類等

当園は、当園管理下における乳幼児等の災害（負傷、疾病、障害または死亡）に対応する為に、次の保険に加入しています。

- ・日本スポーツ振興センターが取り扱っている『災害共済給付』制度
- ・あいおいニッセイ同和損保株式会社が取り扱っている『幼稚園・保育園賠償責任保険』制度

13 苦情解決のための仕組み

当園では利用者（保護者）からの苦情を解決する為に、社会福祉法第82条の規定に基づき下記の通り体制を整えております。

- 苦情受付担当者 板垣 和実（主任保育士）
電話番号 022-727-5271
- 苦情解決責任者 相澤 芳詠（園長）
電話番号 022-727-5271
- 苦情解決第三者委員
真田 昌行（弁護士）
電話番号 022-223-3857
- 櫻井 和兵衛（台原地区民生委員・児童委員協議会会長）
電話番号 022-234-0059

- | | |
|---------|------------------------------|
| 苦情解決の方法 | ア 苦情の受付 |
| | イ 苦情受け付けの報告・確認 |
| | ウ 苦情解決のための話し合い |
| | エ 納得を得られない時は、県の「運営適正化委員会」の紹介 |

14 緊急時の対応

保育中に、お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、『児童の生活調査票』に記載されている緊急連絡先にご連絡させていただきます。又、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じさせていただきます。

保護者の方と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、然るべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

15 非常災害時の対応

(1) 避難場所

万が一災害が起こってお子様を避難させなければならなくなった時には次の順序により避難誘導します。

初期避難場所 園庭ログハウス前、ワッセ1階ロビー
 地域避難場所 黒松二丁目公園（三角公園）
 指定避難場所 黒松小学校

(2) 緊急時における配信

災害により一般電話が不通になったときは、登降園システムとして採用している『おがーるシステム』と連携したスマートフォンアプリ『おがスマ』による一斉配信によって保育園の状況等についてお知らせいたします。

『おがスマ』を利用するためには、お手持ちのスマートフォンへアプリのダウンロードとアカウントのご登録が必要となりますので、よろしくお願いいたします。なお、登録方法については、別紙でご案内いたします。

(3) 防火体制

非常災害に関する具体的な計画を立て、それらを定期的に職員に周知を図るとともに、毎月1回以上の避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施して備えていきます。

防火管理者 相澤 芳詠
 消防計画届出年月日 令和5年4月28日

16 保育日課

3歳未満児	時間	3歳以上児
開 園	7:00	開 園
合 同 保 育	9:30	合 同 保 育
クラス別保育(おやつ含む)	11:00	クラス別保育
昼 食	11:20	昼 食
お 昼 寝	12:30	お 昼 寝
	12:50	
クラス別保育(おやつ含む)	15:00	クラス別保育(おやつ含む)
合 同 保 育	16:00	合 同 保 育
延 長 保 育(軽食/夕食)	18:00	延 長 保 育(軽食/夕食)
閉 園	20:00	閉 園

17年間行事予定

月	行事名
4月	★入園・進級式 ジャガイモ植え
5月	子どもの日の集い ★親子バス遠足（ともだち組のみ） 内科検診
6月	サツマイモ植え ★保育参観・懇談会 歯科検診
7月	七夕会 森のフェスティバル（ともだち組） 交通安全教室
8月	イモ（じゃがいも）堀り会 人形劇観賞会
9月	本町敬老会（ともだち組）
10月	★運動会 秋のハイキング（3歳以上児クラス）
11月	芋煮会 内科検診
12月	★森のひろば発表会 焼きイモ会
1月	お正月遊びの会 人形劇観賞会
2月	豆まき会 ★クラス別懇談会（個人面談になる場合もあり）
3月	ひなまつり お別れ会 ★卒園式

★印は保護者参加の行事になっております。大幅に変更となる場合は、お知らせ致します。

18 ご利用にあたって

当園は仙台市から委託を受けた認可保育園という事で、保護者の就労等により、保育に欠けるということが前提の児童福祉施設ですので、家庭の状況に変化が出たときは、滞りなく『支給認定変更申請書兼家庭状況等変更届』を提出して頂きます。また、毎年、利用継続に関わる書類の提出が仙台市より求められますのでご協力お願い致します。

なお、利用開始に当たっては、別冊『入園のしおり』に基づいてご準備をお願い致します。

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

施設名 ワッセ森のひろば保育園
説明者職・氏名
保育士 印

私は、ワッセ森のひろば保育園の利用にあたり、書面に基づいて、重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日
保護者住所

児童氏名

保護者氏名 印

児童から見た続柄